

防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務

他の情報共有グループとのデータ連携にむけた 基礎検討

令和7年3月7日

1. 今年度の検討方針（概要）

第1回WG検討会で提示

経緯・概要

- ・ 過年度に、まず防災分野での情報用途等の異なる複数の情報共有グループを区分し、各グループ内及びグループ間で情報流通基盤を用いたデータ連携でのルール等の基礎検討をした。
- ・ 令和5年度には、情報共有グループのうち災害対応機関間でのデータ流通のためのルールを、新総合防災情報システムの利用規約として具体的に策定した。
- ・ 今年度は、新総合防災情報システムと他の情報共有グループとの間での具体的なデータ連携のための規約策定にむけた、準備的な検討を行う。

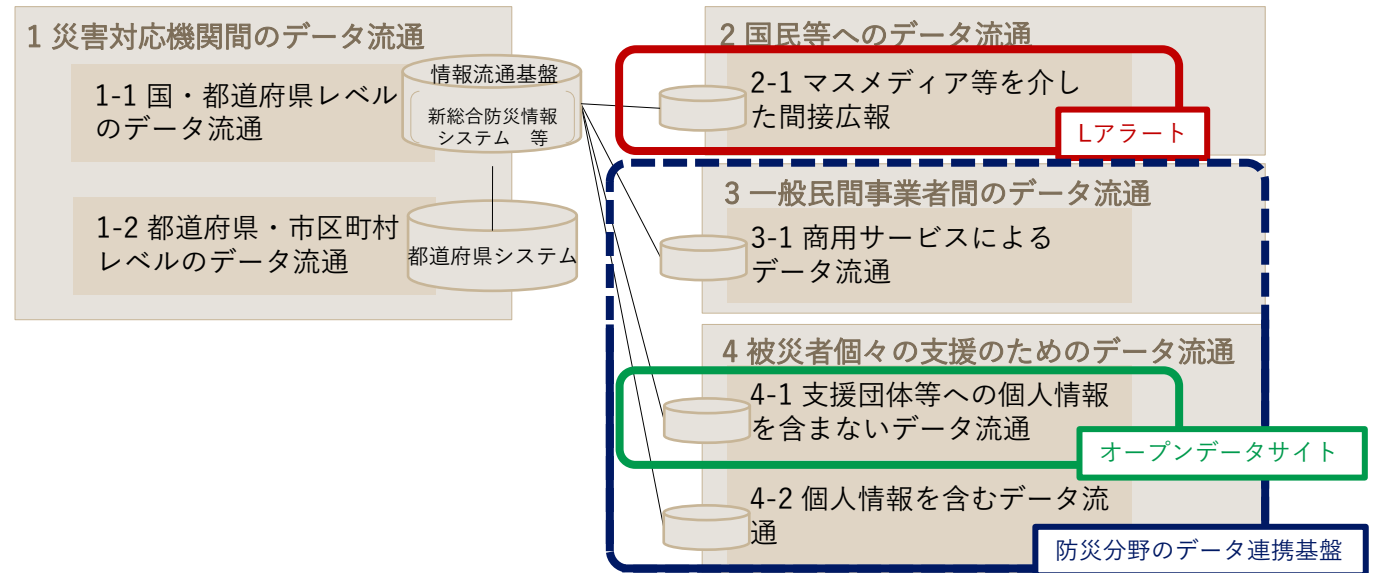
アウトプット

- ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と他の情報共有グループの情報流通基盤との連携に向けた要整事項と対応方針
- ・ 総合防災情報システム利用規約の更新方針

検討方針

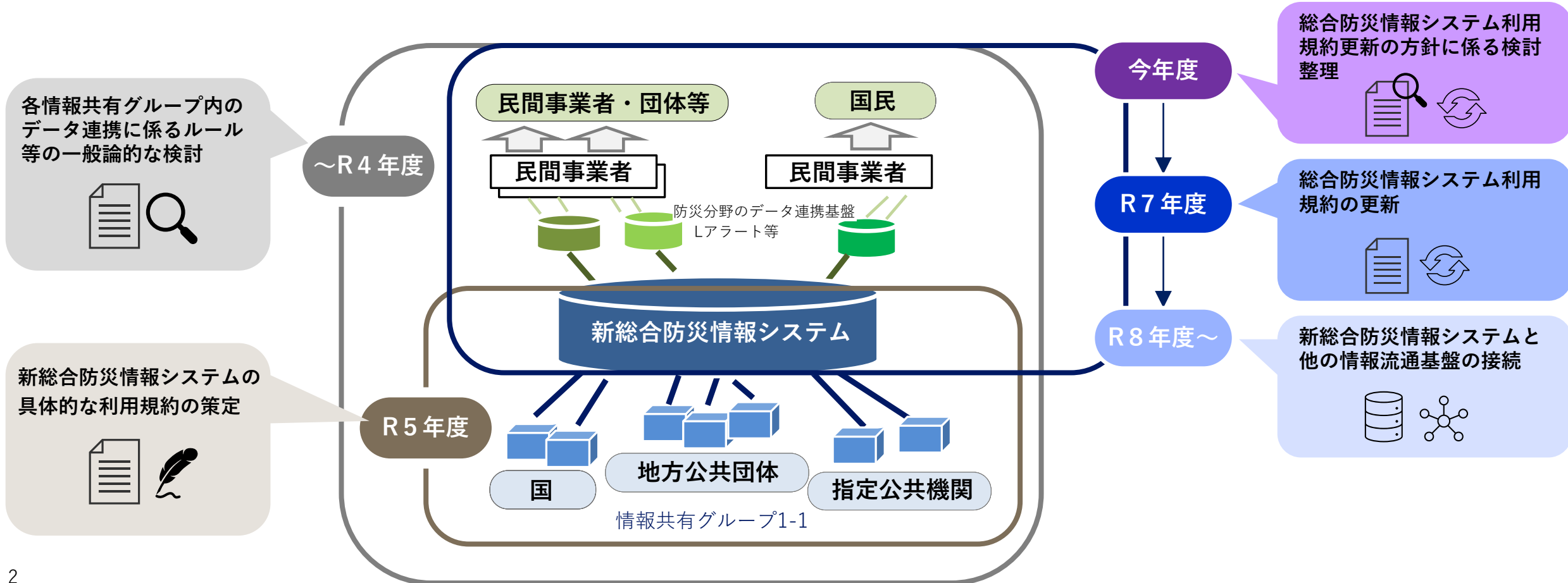
- ・ 他の情報共有グループにおける情報流通基盤の運営事業者等へのヒアリング調査を踏まえ、今後調整が必要となる事項を調査整理する。
- ・ 調査整理にあたっては、情報共有グループ間のデータ連携の用途や効果等の想定を踏まえ検討する。
- ・ 上記を踏まえ、新総合防災情報システムの利用規約の更新方針を整理する。

本業務の調整先となる情報流通基盤の全体像



2. 過年度の検討範囲

- 過年度までに、防災分野での情報用途等の異なる複数の情報共有グループを区分し、各グループ内及びグループ間で情報流通基盤を用いたデータ連携でのルール等の基礎検討をした。
- 令和5年度には、情報共有グループのうち災害対応機関間でのデータ流通のためのルールを、新総合防災情報システムの利用規約として具体的に策定した。
- 今年度以降、新総合防災情報システムと、他の情報共有グループの情報流通基盤との接続にむけた具体的な規約の検討を行う。

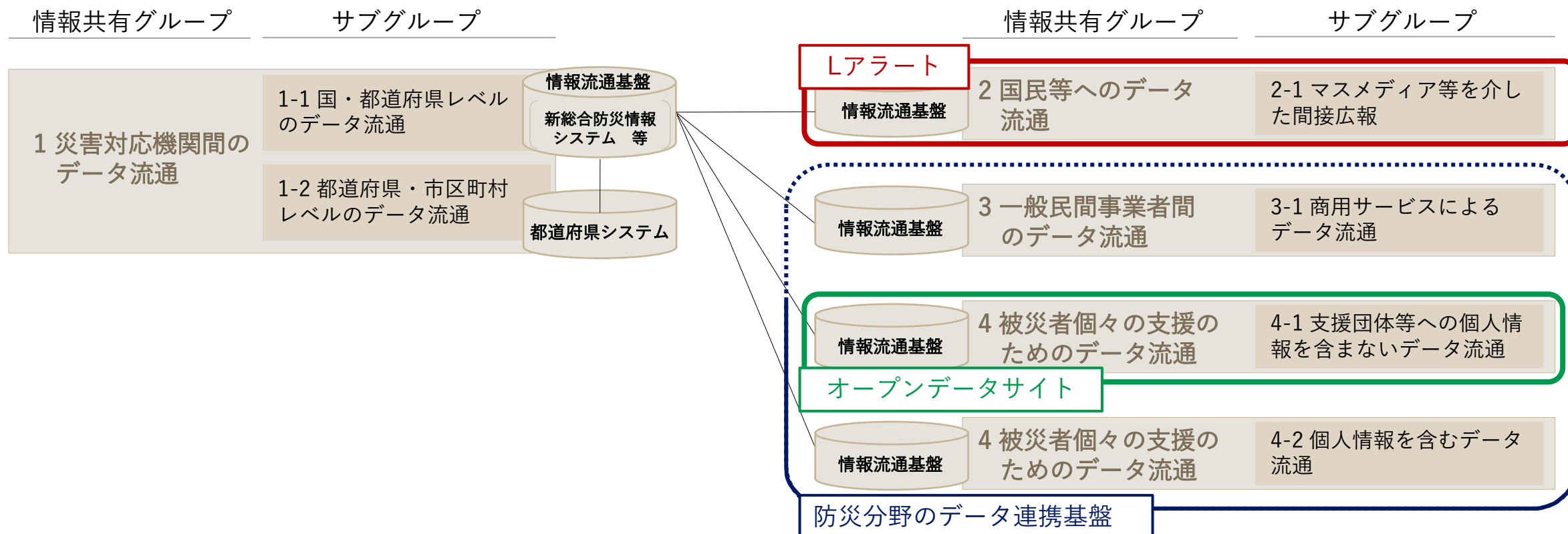


3. 今年度の検討対象

第1回WG検討会で提示

- 今年度、これまでに検討整理した各情報共有グループにおける情報共有ルールの留意点等を踏まえ、具体的な各情報流通基盤との連携にむけたルール整備の大枠の方針を整理する。
- 方針整理の際は、連携先の情報流通基盤として、デジタル庁にて検討中の防災分野のデータ連携基盤、Lアラート、オープンデータサイトを想定し、検討する。

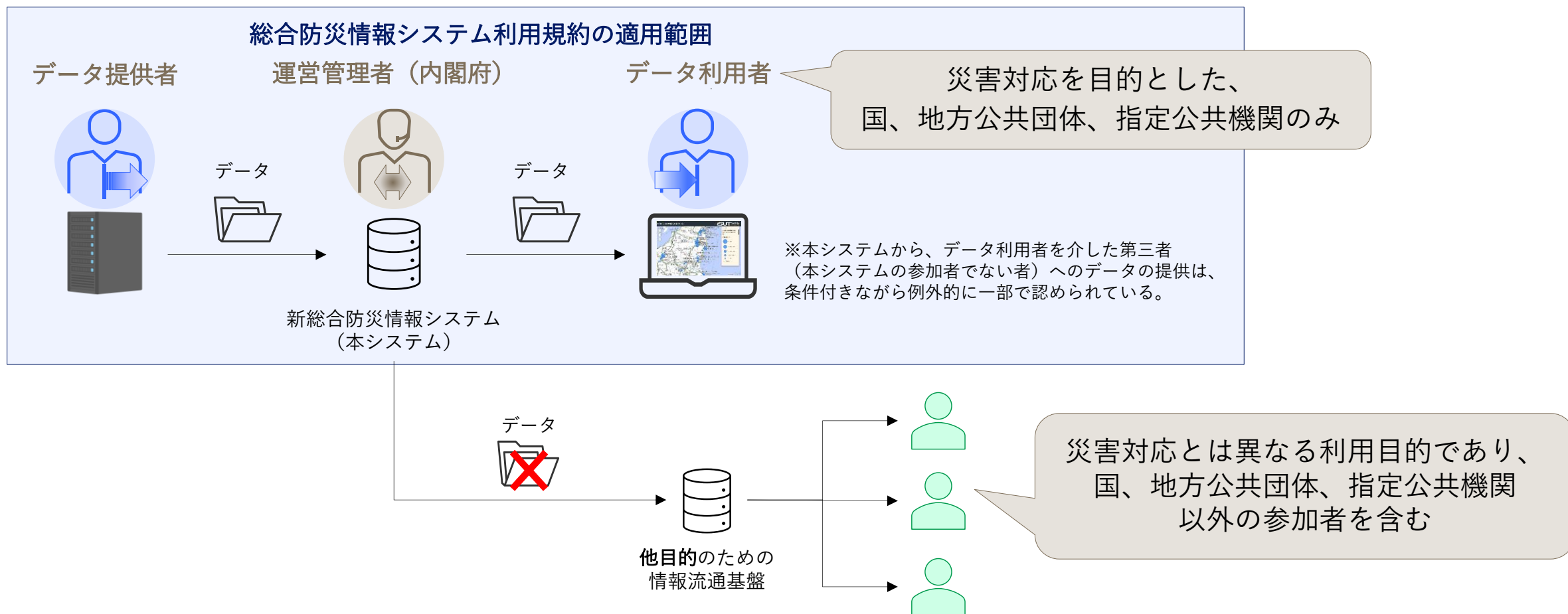
本業務の検討対象とする情報流通基盤



4. 情報流通基盤との連携を想定した際の 総合防災情報システム利用規約の制約

- 現行の総合防災情報システム利用規約第1条で、「災害対応機関間における情報の迅速かつ円滑な集約及び共有」「災害対応機関が災害対応を迅速かつ的確に行う」ことを利用目的とした参加者（国、地方公共団体、指定公共機関）による情報流通を規定。
- 一方、連携検討先の情報流通基盤では、他の利用目的での情報流通が、異なる種別の参加者（例：一般住民向け防災情報伝達アプリ事業者等）で想定されており、本システムの利用規約の適用範囲外である。

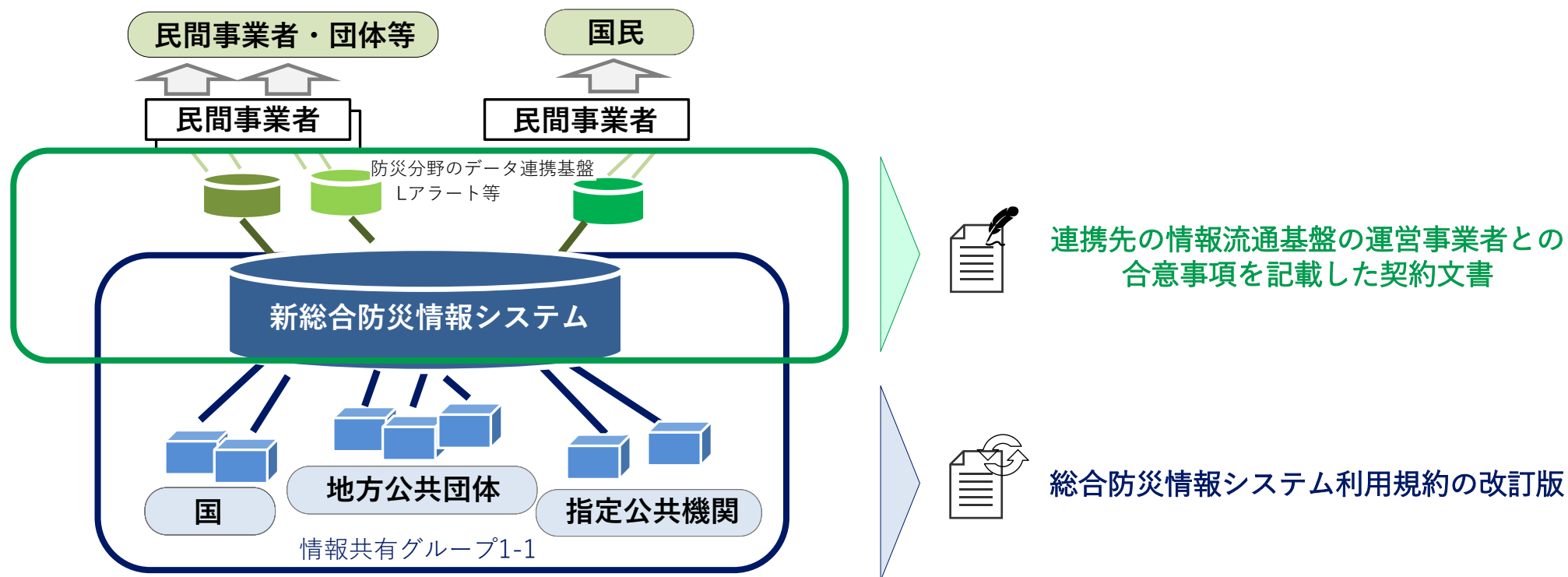
総合防災情報システム利用規約の適用範囲のイメージ



5. 他の情報流通基盤との連携に向けたルールの方針（案）

- 新総合防災情報システムと他の情報流通基盤との間で、将来的に、データ連携できるルールの策定を検討し、次の2つの方針（案）を整理。
 - ✓ 連携先の情報流通基盤の運営事業者と個別に合意する事項を調整し、総合防災情報システム利用規約とは別の契約文書を取り交わすこと
 - ✓ 他の情報流通基盤（＝総合防災情報システム利用規約外の第三者）へのデータ提供を可能にするため、現行の総合防災情報システム利用規約の改訂等を実施すること

他の情報流通基盤との連携に向けたルールの策定方針（案）



6. 連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項の検討

(1) 検討手順

- 連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項の大枠を検討。
- 文献調査、法曹関係者へのヒアリングの2段階で実施した。

合意事項に関する今年度の検討手順

STEP1

文献調査

- 参考文献を基に、合意事項に含めるべき論点を整理

STEP2

法曹関係者へのヒアリング

合意事項の大枠（案）

6. 連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項の検討

(2) 文献調査

- 総合防災情報システム利用規約と同様に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版 - データ編 -」（令和元年12月 経済産業省）（以下、「ガイドライン」という。）を参照した。
- ガイドラインでは、①「データ提供型」契約、②「データ創出型」契約、③「データ共用型（プラットフォーム型）」契約の3種類の類型が設定。
 - ✓ 過年度、総合防災情報システム利用規約の作成時は、③「データ共用型（プラットフォーム型）」契約を参照
 - ✓ 今年度、新総合防災情報システムの運営管理者たる内閣府及び連携先の情報流通基盤の運営事業者との1対1での合意事項の検討では、①「データ提供型」を参照

ガイドラインの契約類型

①「データ提供型」契約

取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いが無い場合において、**データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供**する際に、当該データに関する他方当事者の利用権限その他データ提供条件等を取り決めるための契約

今回の合意事項の検討時に参照

②「データ創出型」契約

複数当事者が関与することにより、**従前存在しなかったデータが新たに創出される**という場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約

③「データ共用型（プラットフォーム型）」契約

複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工又は分析し、**複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用**するための契約

総合防災情報システム利用規約策定時に参照

6. 連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項の検討

(3) 今般のデータ連携に関連する論点

■ ガイドラインでは、①「データ提供型」契約における「主な法的論点」が6点掲載。

■ 本事業で想定するデータ連携に関連の強い論点として、以下の4点を抽出。

- (1) 提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無
- (2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任（提供データの品質）
- (3) 提供データを利用したことに起因して生じた損害についての負担
- (4) 提供データの目的外利用

論点

1

提供データを活用した
派生データ等の利用権限の有無

2

提供データが期待されたものでは
なかった場合の責任
(提供データの品質)

3

提供データを利用したことに
起因して生じた損害についての負担

4

提供データの目的外利用

契約において規定すべきこと

- ① 提供されたデータを加工・分析・編集・統合等して得られる派生データの利用権限が、データ提供者とデータ受領者のどちらにあるか。
- ② 派生データから生じた知的財産権の帰属が、データ提供者とデータ受領者のどちらにあるか。
- ③ 派生データの利用権限や知的財産権の帰属がデータ受領者にある場合、データ提供者がその派生データを利用することを許諾するか。許諾する場合、データ提供者の利用権限の範囲とその利用の対価の有無。
- ④ 提供データの品質について、どの範囲でデータ提供者が責任を負うのか。
- ⑤ 提供データの利用に関連して第三者との間で法的な紛争が生じた際、必要になった費用や賠償金を、データ提供者とデータ受領者のどちらが負担するか。
- ⑥ データ受領者が提供されたデータを目的外で利用することが予想される場合、そのデータ利用についてデータ提供者から同意を得るための方策。

※論点及び契約において規定すべきことは、ガイドラインからの転記である。

6. 連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項の検討

(4) 合意事項の大枠（案）

- 前掲で抽出した4つの「主な法的論点」について、新総合防災情報システムの利用規約での概念・定義等にもとづき、合意事項の大枠（案）として整理。

合意事項の大枠（案）

合意事項（イメージ例）

1

加工データ※の利用権限等の帰属

① データ利用者※による加工を認めるかを規定する。

2

データ提供者の責務

② データ提供者が、提供データ※の品質についてどの範囲まで保証するか規定する。

3

提供データを利用したこと起因して
生じた不利益及び損害の責任分界

③ 提供データの利用に起因又は関連して生じる不利益及び損害について、データ提供者とデータ利用者のどちらが責任を負うかを規定する。

4

データ利用者の責務

④ データ利用者は、自身が運営する基盤の利用者が提供データを利用する際、そのデータ利用についてデータ利用条件等を遵守させる責任を負うことを規定する。

※合意事項の用語を以下のとおり定義する。

- ・データ提供者：データ提供側の情報流通基盤の運営事業者
- ・データ利用者：データ受領側の情報流通基盤の運営事業者
- ・提供データ：データ提供者がデータ利用者に提供したデータ
- ・加工データ：データ利用者が提供データを加工等して得られたデータ

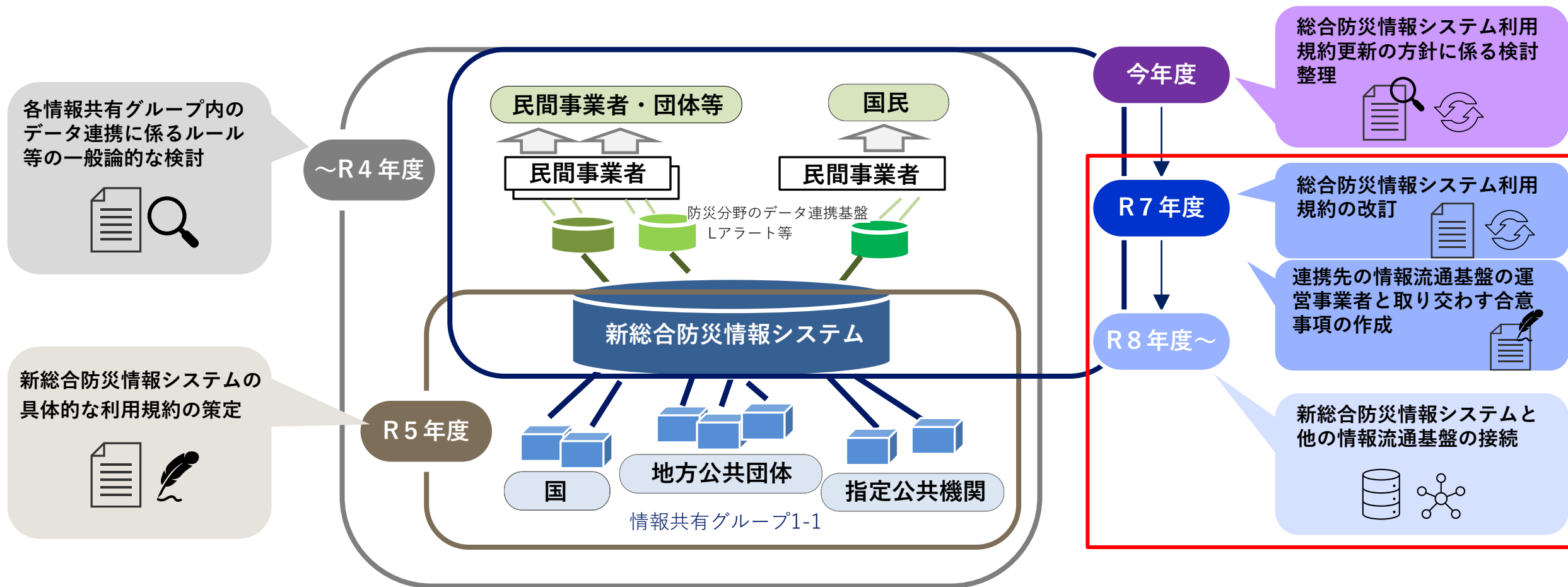
7. 総合防災情報システム利用規約の改訂の検討

- 総合防災情報システム利用規約の改訂の大枠を、現行の利用規約を踏まえ、法曹関係者へのヒアリング等により検討。
- 改訂の大枠（案）は、下記の通りである。
 - ✓ 他の情報流通基盤へのデータ提供を可能とするように条文を追加。
 - ✓ なお、上記のデータ提供は、データ提供者が認める範囲に限定することも規定。
 - ✓ 現在の新総合防災情報システム参加者（現行の利用規約での「データ提供者」「データ利用者」）に手続き上の負担をかけぬよう配慮。

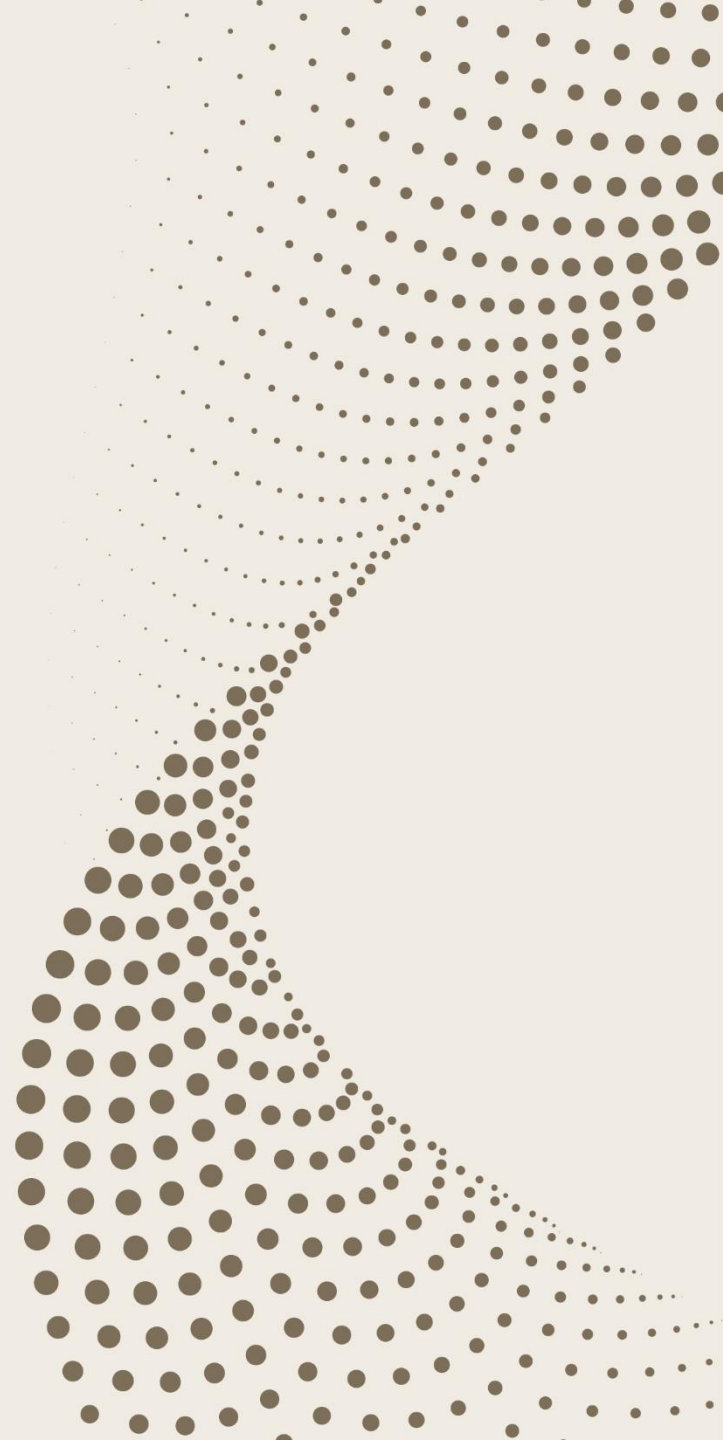
※ただし、利用規約とは別に、新総合防災情報システムが現状で想定していない第三者へのデータ配信を目的とする契約をデータ提供者・内閣府・データ受領側で締結する案も検討している。

8. 次年度以降の方針

- 次年度に、今年度に整理した策定の検討結果を基に、各情報流通基盤運営事業者と取り交わす合意事項の作成、及び総合防災情報システム利用規約の改訂を実施する方針である。



参考資料



総合防災情報システム利用規約（抜粋）

※総合防災情報システム利用規約 第1条（目的）

本規約は、内閣府政策統括官（防災担当）（以下「運営管理者」という。）が令和6年4月より運営を開始する総合防災情報システム（以下「本システム」という。）に関し、本システムを通じたデータ共有の取組（以下「本取組」という。）に参加する全ての主体が遵守すべき義務等を定めることにより、誤差を有する推計情報、未確認の情報等を含む災害対応機関間における様々な情報の迅速かつ円滑な集約及び共有を図り、各災害対応機関が災害対応を迅速かつ的確に行うことができる環境を整備し、もって災害時における国民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

※総合防災情報システム利用規約 第26条（情報集約・共有の推進及び高度化の検討）

- 1 運営管理者は、第1条に掲げる目的を達成するため、災害対応機関間における情報の集約及び共有について、その推進及び高度化の検討に努めなければならない。
- 2 前項の検討のため、運営管理者は、利用データ及び提供データ並びに本システムに関する情報を利用することができる。
- 3 第1項の検討のため、運営管理者は、専門的知見を有する第三者に必要な協力（以下「本協力業務」という。）を求める。
- 4 本協力業務の遂行のため、運営管理者は、本規約とは別に規約を定め、当該規約に基づいて、当該第三者に対し利用データ及び提供データ並びに本システムに関する情報を提供して利用させることができる。
- 5 前項の提供を行う場合、運営管理者は、当該第三者に対し、本協力業務の遂行について、本規約に基づき運営管理者が負う義務と同等の義務を遵守させなければならない。

